

あきる野市商工業振興プラン策定委員会傍聴要領

1 目的及び設置

この要領は、あきる野市商工業振興プラン策定委員会設置要綱に規定する会議（以下「会議」という。）の傍聴について必要な事項を定めるものとする。

2 傍聴の定員

- (1) 傍聴の定員は10人以内とし、会議を行う場所等、開催事情に応じて定める。
- (2) 定員は、会議の一週間前までに、市ホームページに掲載し公開する。

3 傍聴の受付

- (1) 会議を傍聴しようとする者は、会議当日の会議開始15分前までに受付窓口において氏名等の必要事項を記入した傍聴申込書により受付を行うものとする。
- (2) 傍聴しようとする者が、定員を超える場合は抽選を行い決定する。

4 傍聴席以外の議場への入場禁止

傍聴人は、いかなる理由があっても傍聴席以外の議場へ入ることができない。

5 傍聴席に入ることができない者

次のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) その他委員長が傍聴を不相当と認める者

6 傍聴人の守るべき事項

傍聴人は、傍聴するときは静粛を旨とし、次の事項を守らなければならない。

- (1) 会議における言論に対して、拍手その他の方法により公然と可否を表明したりしないこと。
- (2) 談論し、放歌し、高笑いし、その他騒ぎ立てないこと。
- (3) 原則として会議中の入退室を行わないこと。
- (4) 携帯電話等の通信機器は電源を切るかマナーモードにすること。
- (5) その他会議の妨害となるような行為をしないこと。

7 写真、動画等の撮影及び録音等の禁止

傍聴人は、傍聴席において、写真等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に委員長の許可を得た場合は、この限りではない。

8 違反に対する措置

委員長は、傍聴人がこの要領に違反したときはこれを制止し、それに従わないときは退場を命じることができる。

9 傍聴人の退場

傍聴人は、委員長が傍聴の禁止を宣告し、又は前条の規定により退場を命じたときは、速やかに退場しなければならない。

10 その他

傍聴人は、この要領に定めるもののほか、委員長から議場の秩序又は安全を確保するための要請があった場合は、協力しなければならない。

11 庶務

庶務は、商工振興課において処理する。

この要領は、令和8年4月1日から施行する。